

新潟市人権教育・啓発推進計画の事務局案（新旧対照表）

現行計画	見直し案	備考
<p>第2章 計画の目的と基本的な視点</p> <p>1 「人権教育・啓発」の定義</p> <p>なお、本計画にいう「人権」とは、主として、日本国憲法、日本が批准・加入した人権諸条約及び人権関係の法律などで、法令上定義されている人権や自由を意味するものとします。ただし、社会の変化に応じて個人の尊厳をめぐって新たな権利が主張されることがあります。本計画では、未だ法的な権利として確立していない個人の尊厳に関わる課題についても、柔軟に対応することになります。</p>	<p>第1章 基本的な考え方 (全部修正)</p> <p>1 人権の基本的考え方</p> <p>現代の民主的な市民社会における人権とは、個人の尊厳に基づく、誰からも侵されることのない固有の権利です。また、すべての人々が生存と自由を確保し、幸福を追究するために等しく保障される権利です。これら基本的人権の尊重は、日本国憲法の原則となっています。</p> <p>そのため、これが侵害されたときは、公の制度によって救済される「法的な権利」があります。人権を守るためには、「思いやり」や「やさしさ」だけの問題とするのではなく、差別や虐待など人権侵害を許さず、なくしていく必要があります。</p>	

第1章 策定にあたって

3 策定の趣旨と位置づけ

本市は、2007（平成19）年度に制定した「新潟市自治基本条例」に基づき、「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」（前文）を目指しています。この理念は「新・新潟市総合計画」の中でも触れられています。

2014（平成26）年度に策定した「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」（以下、「新総合計画」という。）は、「地域・田園・自然の力を活かし、健康で安心して暮らせるまち」、「日本海開港都市の拠点性を活かし、創造的に発展を続けるまち」を基本理念とし、「市民と地域が学び高めあう、安心協働都市」、「田園と都市が織りなす、環境健康都市」、「日本海拠点の活力を世界とつなぐ、創造交流都市」を8年後の未来都市像として描き、成熟した政令指定都市を目指しています。

「新総合計画」が示す〔施策体系〕の中で、以下の項目が本計画と密接に関わっています。

「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」

政策①「ずっと安心して暮らせるまち」

《8年後の姿》

●市民の人権と安全が確保され安心して暮らしています。

施策4 市民生活での安心・安全の確保

・市民が人権を尊重され、安心して安全な生活をおくるため、犯罪や交通事故の起こりにくい環境づくりや消防・救急体制を充実するとともに、救急医療の持続

（全部修正）

2 計画の位置付け

本計画は、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（以下「人権教育・啓発推進法」という。）」に規定する地方公共団体の責務を踏まえ、新潟市の人権教育・啓発の総合的な推進を図るための全体像を示すものです。

また、新潟市の最上位の計画である「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」が目指す、「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」の未来都市像の実現のため、分野別の計画のひとつとして、人権施策を推進するうえで基本的な考え方等を示すものです。他の分野別計画と本計画は、人権施策の方向性を共有し、相互に有機的に連動しています。

可能な提供体制づくりを推進します。また、市民の消費生活の安定及び向上を図ります。

このように、新潟市自治基本条例では「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を、「新総合計画」では「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を掲げており、これらを実現するためには「人権文化」（人権が理念や法的基準として理解されるだけでなく、日常の暮らしの中で人権が実現されるよう人々が行動するありさま）を育むことが必要です。

この人権文化を育むには、人権教育・啓発を推進し、人権意識を定着させていくことが大変重要です。

この計画は、上記の理念を実現するため、本市が主体的に策定するものです。本市は「新潟市教育ビジョン」、「新潟市男女共同参画行動計画」、「新潟市障がい者計画」などを策定してきましたが、こうした分野別計画と本計画は有機的に連動するものです。

「人権教育・啓発推進法」には「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」（第5条）と自治体の責務が記載されています。本計画はこの責務を果たすという意味もあります。

第5章

3 計画の評価と見直し

人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応するため、本計画は、2019（平成31）年度を目標年次とします。

計画の見直しにあたっては、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の職員、公募による市民等を委員として構成し設置している「新潟市人権教育・啓発推進委員会」を開催しながら進めていきます。

（第5章3の一部を移動）

3 計画期間及び改訂

本計画の期間は、2020（令和2）年4月から2025（令和7）年3月までの5年間とします。ただし、にいがた未来ビジョンの計画最終年度である2022（令和4）年度末までのまでの取組状況、又は社会状況の変化などにより、必要に応じて見直すものとします。

計画の見直しにあたっては、学識経験者、関係行政機関の職員、関係団体の職員、公募による市民等を委員として構成し設置している「新潟市人権教育・啓発推進委員会」を開催しながら進めていきます。

第2章 計画の目的と基本的な視点

2 計画の目的

本市は、新潟市自治基本条例では「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を、「新総合計画」では「市民と地域が学び高め合う、安心協働都市」を目指し、「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を基本的な考え方として掲げています。

このため第1に、新潟市に住み、新潟市で学び働く人々の人権が尊重される社会づくりに向けた市の責務を明確にする必要があります。そのうえで第2に、子どもから高齢者までのライフステージの中で、家庭や地域社会、学校、職場などのあらゆる場で、市民一人ひとりの人権意識が高まることによって、人権が尊重されるまちづくりを目指します。本市の人権教育・啓発推進計画は、新潟市における「人権文化」を育み、市民と市が協働して行動するための指針となる計画です。

第1章 基本的な考え方 (全部修正)

4 計画の目的

“一人ひとりの人権が大切にされる新潟”

～「人権文化」を育み、人権意識を定着させるために～

新潟市は、2008（平成20）年に制定した「新潟市自治基本条例」において「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を、「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」では「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を未来都市像として掲げています。

本計画は、これらを実現するため、「人権文化」を育み、人権意識を定着させることを目的とし、策定・改訂するものです。

* 本計画における「人権文化」とは、人権が理念や法的基準として理解されるだけでなく、日常の暮らしの中で人権が実現されるよう人々が行動するありさまをいう。

<p>第1章 策定にあたって</p> <p>1 策定の背景</p> <p>(1) 世界の動き</p> <p>二度にわたる世界大戦を経て、世界における平和と安全の維持のために国際連合(※1)が設立されました。1948(昭和23)年に国際連合の総会において、人権及び基本的自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。1966(昭和41)年には、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「国際人権規約」が採択され発効しました。</p> <p>このほか「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」、「拷問等禁止条約」など多くの人権条約(※2)が採択され発効し、また「国際婦人年」、「国際児童年」ほか各テーマ別に国際年を定めるなど、人権問題への国際的取組が行われてきました。</p> <p>1994(平成6)年の国連総会において、1995(平成7)年から2004(平成16)年までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、世界各国における人権教育の普及などの取組として「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。その後、「人権教育のための国連10年」の終了後における取組をさらに進めるため、2004(平成16)年に国連総会において「人権教育のための世界計画」が決議されました。</p>	<p>第2章 策定にあたって</p> <p>1 策定の背景</p> <p>(1) 世界の動き</p> <p>二度にわたる世界大戦を経て、世界における平和と安全の維持のために国際連合(※1)が設立されました。1948(昭和23)年に国際連合の総会において、人権及び基本的自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国が達成すべき共通の基準として、「世界人権宣言」が採択されました。1966(昭和41)年には、世界人権宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、「国際人権規約」が採択され発効しました。</p> <p>このほか「女子差別撤廃条約」、「児童の権利に関する条約」、「人種差別撤廃条約」、「拷問等禁止条約」など多くの人権条約(※2)が採択され発効し、また「国際婦人年」、「国際児童年」ほか各テーマ別に国際年を定めるなど、人権問題への国際的取組が行われてきました。</p> <p>1994(平成6)年の国連総会において、1995(平成7)年から2004(平成16)年までを「人権教育のための国連10年」とすることが決議され、世界各国における人権教育の普及などの取組として「人権教育のための国連10年行動計画」が採択されました。その後、「人権教育のための国連10年」の終了後における取組をさらに進めるため、2004(平成16)年に国連総会において「人権教育のための世界計</p>	
--	---	--

<p>また、2006（平成18）年に障がい者の権利を保障する「障害者権利条約」、拉致問題を含む「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」が採択され発効しました。</p>	<p>画」が決議されました。</p> <p>また、2006（平成18）年に障がい者の権利を保障する「障害者権利条約」、拉致問題を含む「強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約」が採択され発効しました。</p>	
--	---	--

(2) 国内の動き

国は、すべての国民の基本的人権の享有を保障する憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取組を進めてきました。「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1997（平成9）年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

我が国固有の同和問題への取組は戦後本格的に行われるようになり、1965（昭和40）年に同和対策審議会の答申が出され、「同和対策事業特別措置法」ほか2本の特別措置法により各種施策が推進されました。1996（平成8）年には地域改善対策協議会の意見具申を受けて、今後の具体的な方策の検討のため「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が設置されました。1999（平成11）年の同委員会の答申を受けて、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下、「人権教育・啓発推進法」という。）が施行され、2002（平成14）年には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。同法では、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されています。また、文部科学省では、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身につけることを目

(2) 国内の動き

国は、すべての国民の基本的人権の享有を保障する憲法の下、「国際人権規約」をはじめ重要な人権条約を批准するとともに、人権が尊重される社会の形成に向けた取り組みを進めてきました。「人権教育のための国連10年」が決議されたことを受けて、1997（平成9）年に「人権教育のための国連10年に関する国内行動計画」を策定しました。

我が国固有の同和問題への取り組みは戦後本格的に行われるようになり、1965（昭和40）年に同和対策審議会の答申が出され、「同和対策事業特別措置法」ほか2本の特別措置法により各種施策が推進されました。1996（平成8）年には地域改善対策協議会の意見具申を受けて、今後の具体的な方策の検討のため「人権擁護施策推進法」に基づく人権擁護推進審議会が設置されました。1999（平成11）年の同委員会の答申を受けて、2000（平成12）年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（以下「人権教育・啓発推進法」という。）が施行され、2002（平成14）年には国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました。同法では、地方公共団体の責務として国と連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ人権教育及び人権啓発に関する施策を策定、実施することが明記されています。また、文部科学省では、人権についての知的理解を

指して、2008（平成20）年に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しています。

課題別の人権施策については、それぞれ個別法や計画の整備が進められており、近年では、2013（平成25）年に「いじめ防止対策推進法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」などを制定しています。

新潟県においては、「人権教育・啓発推進法」において規定にされた人権教育及び啓発にかかる施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、県が取り組むべき施策の方向を明らかにし、総合的な取組を推進するため2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、また、2010（平成22）年には学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図る「新潟県人権教育基本方針」を策定しました。

深めるとともに人権感覚を十分に身につけることを目指して、2008（平成20）年に「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」を公表しています。

課題別の人権施策については、それぞれ個別法や計画の整備が進められており、近年では、2016（平成28）年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法）」という。、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（以下「ヘイトスピーチ解消法」という。）」、「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「部落差別解消法」という。）」が施行されています。

新潟県においては、「人権教育・啓発推進法」において規定にされた人権教育及び啓発にかかる施策の策定とその実施についての地方公共団体の責務に基づき、県が取り組むべき施策の方向を明らかにし、総合的な取組を推進するため2004（平成16）年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、また、2010（平成22）年には学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図る「新潟県人権教育基本方針」を策定しました。

<p>2 新潟市の現状と課題</p> <p>(1) これまでの取組</p> <p>本市では、1975（昭和50）年の「国際婦人年」を契機として多様な女性団体・グループが、女性問題の調査研究・解決へ向けた活動を展開するようになり、1985（昭和60）年には「第1回にいがた女性大会」が開催されました。1987（昭和62）年に女性行政担当組織として婦人政策室を設置し、あらゆる場において女性問題を解決し男女が共につくる社会の実現をめざす「新潟市女性行動計画」を策定し、1991（平成3）年には市民とともに男女共同参画を推進するための施設として女性センターを設置しました。2001（平成13）年には「新潟市男女共同参画行動計画」を策定し、また、2005（平成17）年には「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し男女の性差別や固定化された性別役割分担意識の撤廃など男女共同参画社会の実現をめざしています。</p> <p>同和問題については、1985（昭和60）年の市立高校で部落差別を助長する教師の授業での差別発言を契機に教職員の同和研修などに努めてきたほか、1993（平成5）年に市民相談室や人事課、市史編さん課、教育委員会等同和問題に<u>関係する</u>庁内関係課で構成する「新潟市同和対策連絡調整会議」を設置するとともに、「新潟市同和対策基本方針」を定め職員研修や同和教育研修の推進、人権・同和問題への市民意識の啓発に努め</p>	<p>2 新潟市の現状と課題</p> <p>(1) これまでの取り組み</p> <p>新潟市では、1975（昭和50）年の「国際婦人年」を契機として多様な女性団体・グループが、女性問題の調査研究・解決へ向けた活動を展開するようになり、1985（昭和60）年には「第1回にいがた女性大会」が開催されました。1987（昭和62）年に女性行政担当組織として「婦人政策室」を設置し、あらゆる場において女性問題を解決し男女が共につくる社会の実現をめざす「新潟市女性行動計画」を策定、1991（平成3）年には市民とともに男女共同参画を推進するための施設として「<u>女性センター</u>」を設置しました。2001（平成13）年には「新潟市男女共同参画行動計画」を策定し、2005（平成17）年には「新潟市男女共同参画推進条例」を制定し、男女の性差別や固定化された性別役割分担意識の撤廃など男女共同参画社会の実現を<u>目指</u>しています。</p> <p>同和問題については、1985（昭和60）年の市立高校の教師による差別発言を契機に教職員の同和研修などに努めてきたほか、1993（平成5）年に庁内関係課で構成する「新潟市同和対策連絡調整会議」を設置し、「新潟市同和対策基本方針」を定め職員研修や同和教育研修の推進、人権・同和問題への市民意識の啓発に努めています。</p>	
--	--	--

てきました。

国や県のほか人権擁護委員協議会、新潟県人権・同和センター、新潟県同和教育研究協議会、新潟市同和教育研究協議会などの団体と連携し、人権啓発や人権教育、同和教育にも取り組んできました。

また、1959（昭和34）年から行っている市民相談では、いじめやドメスティック・バイオレンス（※3）（以下「DV」という。）などの人権に関わることや迷惑行為、近隣の争いなどさまざまな悩みに関し相談を受け、市の関係部署や国・県の関係機関、関係団体等と連携し問題解決に向けたアドバイスに努めてきました。

近年は、相談内容が社会構造の変化などにより、人権問題を含み複合化、複雑化していることから、相談対応の専門化を図っています。また、市民や地域、学校、関係機関・団体と行政が一丸となつて、「新潟市自殺総合対策庁内推進計画」を策定し、連携を図りながら問題解決を進めています。

個別分野では、障がいの有無に関わらず社会の対等な構成員としてあらゆる活動に参加・参画し、安心して暮らすことのできる地域社会をめざす「新潟市障がい者計画」、世界にはばたく心豊かな子どもをはぐくみ市民が学び育つ社会づくりをめざす「新潟市教育ビジョン」など、それぞれの分野で計画を策定し、人権に配慮した施策に取り組んできました。また、障がい者差別の解消を目的とした市独自の条例の制定に向けた検討を重ねて

それらの中、新潟市では2006（平成18）年に「新・新潟市総合計画」を策定、「人権尊重・男女共同参画の社会づくり」と「共生社会の推進」を目標に掲げ、「市民一人ひとりが大切にされる市民主体のまちづくり」を宣言しています。2007（平成19）年の政令指定都市移行を経て、2008（平成20）年に新潟市自治基本条例を制定し、「市民一人ひとりの人権が大切にされるまち」を宣言しました。また、同年、これまでの施策を尊重しながら総合的で、実効性のある人権施策を推進するため、「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。2015（平成27）年には、新潟市の新たな総合計画である「にいがた未来ビジョン」を策定し、「市民の人権と安全が確保され安心して暮らせるまち」を目指すこととしました。同年、本計画策定後の人権を取り巻く国内外の動向や社会状況の変化に対応し、かつ「にいがた未来ビジョン」の方向性に合わせて、本計画の改訂を行っています。

<p>います。</p> <p><u>さらに、工事の契約にあたり、地域・社会貢献度において、男女共同参画、高齢者雇用、障がい者雇用などを評価項目とした総合評価方式の試行実施や、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図っています。</u></p>		
--	--	--

<p>(2) 市民意識調査からみる市民の人権に関わる意識</p> <p>ア 調査の経緯</p> <p>本市では、すべての人の人権が尊重される社会の実現をめざして、さまざまな施策を進めるため、男女の平等感や仕事と生活の調和、配偶者からの暴力などについて「新潟市男女共同参画に関する基礎調査」を定期的実施するなど各分野で調査を実施し、それぞれの施策の立案に役立ててきました。</p> <p>しかし、今もなお公権力による人権侵害、女性・障がい者・外国籍市民に対する差別、子どもに対するいじめや虐待、同和問題などさまざまな人権問題が存在していることから、これまで各分野で個別に進められてきた人権問題に関する諸施策を尊重しながら、人権理念の普及と理解の推進を図ることとし、2006（平成18）年に「新潟市人権に関する市民意識調査」（以下「前回調査」という。）を実施し、2008（平成20）年に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。</p> <p>今回この計画の見直しにあたり、2013（平成25）年にあらためて市民意識調査（以下「今回調査」という。）を実施しました。</p>	<p>(2) 市民意識調査からみる市民の人権に関わる意識</p> <p>ア 調査の経緯</p> <p>新潟市では、すべての人の人権が尊重される社会の実現を目指して、さまざまな施策を進めていますが、今なお、人権侵害や差別による問題などが存在しています。そこで、今後の人権に関する施策を推進していくうえでの参考とするため、「新潟市人権に関する市民意識調査（以下「市民意識調査」という。）」を行いました。</p> <p>これまでは、2006（平成18）年に「市民意識調査」（以下「平成18年調査」という。）を初めて実施し、2008（平成20）年に「新潟市人権教育・啓発推進計画」を策定しました。また、本計画の見直しにあたり、2013（平成25）年にあらためて「市民意識調査」（以下「平成25年調査」という。）を実施し、2015（平成27）年に同計画を改訂しました。</p> <p>今回本計画の2回目の見直しにあたり、2018（平成30）年にあらためて「市民意識調査」（以下「平成30年調査」という。）を実施しました。</p>	
---	---	--

<p>イ 意識調査の方法 新潟市内の満18歳以上の無作為に抽出した3,000人に対して郵送によるアンケート調査を実施しました。回収件数は1,467件で、回収率は48.9%でした。</p> <p>ウ 人権全般についての調査結果の要約</p> <p>① 人権に対する関心 「あなたは、『人権』ということに関心をもっていますか」という問いに「かなり関心がある」、「少し関心がある」と回答した人は、前回調査より3.0ポイント減少し、65.6%でした。</p> <p>② 「人権」という言葉のイメージ 「人権」という言葉から何をイメージするかを聞いたところ、52.8%の人が「差別」を挙げており、人権問題を差別問題と捉えている人が多いことが示されました。次いで「憲法」(39.8%)、「法律」(38.9%)の順でした。 前回調査と比較しても、回答傾向に大きな差異は見られませんでした。</p> <p>③ 日本の社会における人権意識 「今の日本は人権が守られている社会だと思うか」との質問に対しては、「守られている」の回答が前回調査に比べ11.8ポイント上昇し59.0%となりましたが、「守られていない」との回答</p>	<p>イ 意識調査の方法 新潟市内の満18歳以上の無作為に抽出した3,000人に対して郵送によるアンケート調査を実施しました。回収件数は1,478件で、回収率は49.3%でした。</p> <p>ウ 人権全般についての調査結果の要約</p> <p>① 人権に対する関心 「あなたは、『人権』にどの程度、関心を持っていますか」という問いに「かなり関心がある」、「少し関心がある」と回答した人は、64.1%でしたが、平成25年及び平成18年調査から減る傾向がみられます。</p> <p>② 「人権」という言葉のイメージ 「人権」という言葉から何をイメージするかを聞いたところ、56.9%の人が「差別」を挙げており、人権問題を差別問題と捉えている人が多いことが示されました。次いで「憲法」(44.8%)、「法律」(27.4%)の順でした。 平成25年及び平成18年調査と比較して、回答傾向に大きな差異は見られませんでした。「差別」、「憲法」、「いじめ」が増加傾向にあります。</p> <p>③ 日本の社会における人権意識 「今の日本は人権が守られている社会だと思うか」との質問に対しては、「守られている」の回答が平成25年調査に比べ、9.3ポイント減少し、49.7%となりましたが、「守られていない」の</p>	
--	---	--

<p>が依然として31.5%も残る結果となりました。</p> <p>④ 人権侵害を受けた経験とその内容 <u>自分の人権が侵害されたと思った経験のある人は28.2%でした。</u> <u>その内容は、「不当な扱い、待遇」(53.5%)、「ストーカー行為」(37.7%)、「本来義務のないことをやらされた、権利の行使を妨害された」(30.0%)、「差別待遇(人種・信条・社会的身分等により、不平等又は不利益な取り扱いをされた)」(27.1%)の順でした。</u> <u>前回調査では、「あらぬ噂、悪口、かげ口」(57.5%)、「不当な扱い、待遇」(48.0%)、「名誉・信用き損、侮辱」(41.2%)、「仲間はずれ、嫌がらせ」(41.2%)の順でしたが、今回調査では、前回1位の「あらぬ噂、悪口、かげ口」が52.8ポイント減少、前回同率3位の「名誉・信用き損、侮辱」が30.1ポイント、「仲間はずれ、嫌がらせ」が30.6ポイントそれぞれ減少、前回4位の「プライバシーの侵害」が28.0ポイント減少と、いずれも大きく減少しました。</u> <u>誰から人権侵害を受けたのかについては、「不当な扱い、待遇」(59.8%)、「本来義務のないことをやらされた」(58.5%)、「差別待遇」(5</u></p>	<p>回答は31.2%で、平成25年調査とほぼ同じでした。「わからない」の回答が平成25年調査に比べ9.5ポイント増加の19.0%となり、関心の低い層が増えています。</p> <p>④ 人権侵害を受けた経験 <u>自分の人権が侵害されたと思った経験のある人は32.1%と平成25年及び平成18年調査より増えています。</u></p>	
---	---	--

4. 9%),「セクシュアル・ハラスメント(性的いやがらせ)」(56.7%),「名誉・信用き損」(37.5%),「プライバシーの侵害」(33.3%)において企業が1位となり,2位と大きな差がひらきました。また,「あらぬ噂,悪口,かげ口」では友人・恋人(36.5%),企業(32.1%),地域(30.6%)が,「虐待」では家族・親戚(29.2%),親(27.1%),学校(18.8%)が,「仲間はずれ,嫌がらせ」では友人・恋人(45.1%),学校(33.3%),企業(23.6%)が,「ストーカー行為」では友人・恋人(41.9%),地域(29.0%),企業(12.9%),学校(12.9%)がそれぞれ上位を占めました。

前回調査と比較すると,回答傾向に大きな差異は見られませんでした。が,県・市町村との回答が減り,家族・親戚,学校の回答が増える傾向が見られました。

⑤ 人権侵害を受けた場合の対応

自分自身が人権侵害を受けた場合の対応としては,「身近な人に相談」(51.3%)が一番多く,次に「相手に抗議」(11.8%),「黙って我慢」(6.7%)となっています。

法務局・人権擁護委員,県・市,弁護士,警察に相談するはいずれも少数でした。

前回調査と比較しても,回答傾向に大きな差異は見られませんでした。

(全部削除)

<p>⑥ 関心のある人権問題 <u>関心のある人権問題は、「障がい者」(47.7%)、「子ども」(43.2%)、「インターネット上での人権侵害」(39.9%)、「女性」(39.6%)、「高齢者」(37.3%)、「公権力によるもの」(31.4%)、「犯罪被害者やその家族」(27.1%)、「拉致被害者とその家族」(24.2%)に関するものが上位でした。</u></p> <p><u>前回調査と比較すると、「インターネット上での人権侵害」の回答が大幅に増えましたが、そのほか回答傾向に大きな差異は見られませんでした。</u></p> <p>⑦ 人権に関する啓発活動について <u>人権問題に関する知識や情報の取得源は「テレビ・ラジオ」(55.4%)、「新聞」(48.3%)で、マスメディアによる知識や情報の取得割合が高くなっています。</u> <u>次に「学校における授業」(19.2%)、「本」(14.8%)、「講演会・研修会」(13.0%)、「『市報にいがた』などの広報紙」(12.9%)の順でした。</u></p> <p><u>また、人権問題に関する講演会等への参加については68.6%が参加経験なしの回答でした。</u> <u>前回調査と比較しても、回答傾向に大きな差異は見られませんでした。</u></p>	<p>⑤ 関心のある人権問題 <u>関心のある人権問題は、「障がい者」(55.2%)、「子ども」(47.9%)、「女性」(39.6%)、「高齢者」(40.6%)、「インターネットをめぐる人権問題」(39.7%)、「公権力によるもの」(30.1%)、「犯罪被害者やその家族」(27.3%)、「拉致被害者とその家族」(26.3%)、「LGBT等性的少数者」(18.0%)に関するものが上位でした。</u></p> <p><u>平成25年調査と比較すると、「障がい者」、「子ども」、「女性」、「LGBT等性的少数者」に対する人権問題の回答が大幅に増えました。</u></p> <p>⑥ 人権に関する啓発活動について <u>人権問題に関する知識や情報の取得源は「テレビ・ラジオ」(56.2%)、「新聞」(48.5%)で、マスメディアによる知識や情報の取得割合が高くなっています。</u> <u>次に「学校における授業」(17.2%)、「インターネット」(16.4%)、「講演会・研修会」(12.6%)、「『市報にいがた』などの広報紙」(12.5%)、「本」(12.4%)の順でした。</u> <u>新設した選択肢の「インターネット」以外は、平成25年調査とほぼ同じでした。</u> <u>また、人権問題に関する講演会等への参加については69.1%が参加経験なしの回答でした。</u></p>	
--	--	--

<p>⑧ 新潟市民憲章の実現のために必要と思う取組</p> <p><u>本市の市民憲章で掲げる「みんなで生きるために、助け合うまち。一人ひとりが大切にされ、いかされるまち」の実現のために今後の必要な取組をきいたところ、「教職員、保健・医療・福祉関係従事者、公務員など人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人の人権意識の向上」(41.0%)、「学校・地域での人権・同和教育の充実」(40.4%)、「社会に見られる不合理な格差を解消するための施策の充実」(32.8%)の順でした。</u></p> <p><u>前回調査と比較しても、回答傾向に大きな差異は見られませんでした。</u></p>	<p>(全部削除)</p>	
--	---------------	--

(3) 今後の課題

本市は、これまで人権に関する職員研修や学校教育、社会教育、市民への啓発、各分野における施策を展開し、職員や市民の人権問題に対する理解と認識が深まるよう努めてきました。

その結果、「人権侵害を受けたことがある」と回答した人が前回調査では31.3%でしたが、今回調査では28.2%と3.1ポイント減少し、また、「今の日本は人権が守られていない社会だ」と感じている人が前回調査で46.1%でしたが、今回調査では31.5%と14.6ポイント減少し、人権が守られているとの回答が増えました。

しかし、依然として「人権が守られていない社会だ」と感じている人が31.5%もあり、「人権に対する関心」が前回調査より3.0ポイント減少し、さらに、全体的に「わからない」と回答する割合が増える結果となりました。

また、「人権という言葉のイメージ」は、前回調査と変わらず、「差別」と回答した人が1位(52.8%)と最も多く、今後の人権意識の向上のためには「差別」の解消が課題です。

急激な少子高齢化、DV、児童や高齢者の虐待、インターネットの普及など、社会情勢の変化の中で、身近な人権侵害が表面化し、人権問題はより一層複雑化・多様化しています。また、社会構造の大きな変化による格差社会の拡がり、様々な人権侵害の背景にある貧困の問題が深刻化する結果となっており、個々の人権問題が複合的な困難

(3) 今後の課題

新潟市は、これまで人権に関する職員研修や学校教育、社会教育、市民への啓発、各分野における施策を展開し、職員や市民の人権問題に対する理解と認識が深まるよう努めてきました。

しかしながら、平成30年調査では「人権侵害を受けたことがある」と回答した人が平成25年調査より増加し、「今の日本は人権が守られていない社会だ」と回答した人が平成25年調査より減少しています。また、「人権に対する関心」がある人は6割を超えていますが、平成25年及び平成18年調査より減少しています。

また、「人権という言葉のイメージ」は、「差別」と回答した人が最も多く(56.9%)、平成25年及び平成18年調査と比較しても増加傾向にあり、今後の人権意識の向上のためには「差別」の解消が課題と考えられます。

急激な少子高齢化、ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)、児童や高齢者の虐待、インターネットの普及など、社会情勢の変化の中で、身近な人権侵害が表面化し、人権問題はより一層複雑化・多様化しています。また、社会構造の大きな変化による格差社会の拡がり、さまざまな人権侵害の背景にある貧困の問題が深刻

<p>を抱えている状況になっています。</p> <p>本市は、<u>市民憲章において「みんなで生きるために、助け合うまち。一人ひとりが大切にされ、いかされるまち。」を掲げ、2005（平成17）年には「核兵器の廃絶と世界の恒久平和」を願い「新潟市非核平和都市宣言」を行い、2007（平成19）年度には「個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政の推進」を基本理念の一つとする「新潟市自治基本条例」を制定し、一貫して人権尊重のまちづくりを進めてきていますが、市の施策を進めるにあたっては、今後もあらゆる計画や施策を人権尊重の視点を持って推進するとともに、人権への関心の喚起と、人権施策の体系的・総合的な取組を続けていくことが課題となっています。</u></p> <p><u>また、人権尊重のまちづくりの実現には市民の理解と協力が不可欠であることから、人権に関わる問題を市民共通の課題として、市民や民間団体、企業等とともに連携・協働し推進する必要があります。</u></p>	<p>化する結果となっており、個々の人権問題が複合的な困難を抱えている状況になっています。</p> <p><u>新潟市の施策を進めるにあたっては、今後もあらゆる計画や施策を人権尊重の視点を持って推進するとともに、人権への関心の喚起と、人権施策の体系的・総合的な取り組みを続けていくことが課題となっています。</u></p>	
--	---	--

新潟市人権教育・啓発推進計画の事務局案（新旧対照表）

現行計画	見直し案	備考
<p>第2章 計画の目的と基本的な視点</p> <p>1 「人権教育・啓発」の定義</p> <p>「人権教育・啓発推進法」によれば、「人権教育」とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、「人権啓発」とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）をいいます（第2条）。「人権教育」も「人権啓発」も、ともに「人権尊重」の精神や理念を広めることを目的としますが、前者は文部科学省、後者は法務省が実施するものです。本市では両者を一体と考え、「人権教育・啓発」と表現します。</p> <p>「人権教育・啓発」の内容は、上記の法律の規定からは必ずしも明らかではありません。そこで本市では、「人権教育・啓発」の具体的な内容を考える際に、2004（平成16）年12月の第59回国連総会で採択された「人権教育のための世界計画決議（日本は共同提案国）」における下記の「人権教育」の定義を参照することにします。なぜなら、国連決議における「人権教育」の内容は、本計画にいう「人権教育・啓発」に相当するからです。</p> <p>3 人権教育とは、知識およびスキル（※4）の伝達ならびに態度の形成を通じて</p>	<p>第3章 人権教育・啓発の推進に関する基本方針</p> <p>1 基本的あり方</p> <p>新潟市の人権教育・啓発は、計画の目標である「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」を目指して、「日本国憲法」や「教育基本法」等の国内法、条例や新潟市総合計画等に即して推進します。</p> <p>その基本的あり方として、人権教育・啓発推進法が規定する定義（第2条）及び基本理念（第3条）等を踏まえ、次の点をあげることができます。</p> <p>— 人権教育・啓発推進法 <定義> 人権教育・・・人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動 人権啓発・・・国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）</p> <p><基本理念> 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われ</p>	

<p><u>普遍的な人権文化を構築することを目的とした教育，研修および広報であり，次のことを指向するものとして定義できる。</u></p> <p><u>(a) 人権および基本的自由の尊重の強化</u></p> <p><u>(b) 人格およびその尊厳の理解の全面的発達</u></p> <p><u>(c) すべての民族，先住民族ならびに人種的，国民的，民族的，宗教的および言語的集団の間の理解，寛容，ジェンダー（※5）の平等および友好の促進</u></p> <p><u>(d) 法の支配が規律する自由かつ民主的な社会にすべての人が効果的に参加できるようにすること</u></p> <p><u>(e) 平和の構築および維持</u></p> <p><u>(f) 人々が中心の持続可能な開発および社会正義の促進</u></p> <p><u>4 人権教育は次の要素を包含する。</u></p> <p><u>(a) 知識およびスキル——人権およびその保護のための仕組みについて学習し，かつそれらを日常生活の中で適用するスキルを身につけること</u></p> <p><u>(b) 価値観，態度および振舞い——人権を支える価値観を発達させ，かつそのような態度および振舞いを強化すること</u></p> <p><u>(c) 行動——人権を保護および促進するための行動をとること</u></p>	<p><u>なければならない。</u></p> <p><u>(1) 学校，地域，家庭，職域等の連携・協働と多様な機会の提供</u></p> <p><u>人権教育・啓発にかかわる活動を行っている学校，地域，家庭，職域，行政等は，その担うべき役割を踏まえたうえで，相互に連携・協働しながら推進していく必要があります。</u></p> <p><u>また，今日の人権問題が複雑・多様化する傾向がある中では，多様な教育・啓発の機会を提供し，効果的に推進していく必要があります。</u></p> <p><u>(2) 発達段階を踏まえた効果的な手法</u></p> <p><u>人権教育・啓発は，幼児から高齢者に至るまで幅広い年齢層を対象とするため，その活動を効果的に推進していくためには，人権教育・啓発の対象者の発達段階を踏まえ実施する必要があります。</u></p> <p><u>(3) 市民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保</u></p> <p><u>人権教育・啓発は，市民一人ひとりの人権に関する意識や内面のあり方に密接にかかわる問題でもあることから，その自主性を尊重し，押し付けにならないよう，また，異なる意見に対する寛容の精神に立って，自由な意見交換ができる環境づくりに努める必要があります。</u></p> <p><u>このような点を踏まえ，行政が行う人権教育・啓発は，主体性や中立性を確保しなければなりません。</u></p>	
---	---	--

3 基本的な視点

これまでの人権教育・啓発は、一人ひとりが個人の尊厳を自覚し、人権意識を向上させれば、おのずと人権侵害や差別はなくなり、人権が尊重される社会が実現するという前提で進められてきました。しかし、社会情勢や社会構造の大きな変化により、人権問題は一層複雑化・多様化していることを受け、「市民意識調査」の結果からも、本市でもさまざまな人権侵害や差別事象が起きていることが分かります。

これからも人権意識の向上に向けた教育・啓発は重要ですが、加えて、個人や集団がその置かれた状況に気づき、問題を自覚し、自らの生活の調整や改善を図る力を培うことが必要です。

また、人権侵害をする人やされる人を生まず、人権侵害が起きた場合でもこれを傍観せず、社会的な問題として地域と行政が一体となって取り組み、人権侵害された人を力づけるまちづくりが重要となります。

これらの趣旨にそって、人権教育・啓発施策については、《「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ》《リーガル・リテラシー（※6）（法を理解し使いこなす力）を重視する》《人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける》《人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する》の4つを基本的な視点としながら推進します。

2 基本的な視点

これまでの人権教育・啓発は、一人ひとりが個人の尊厳を自覚し、人権意識を向上させれば、おのずと人権侵害や差別はなくなり、人権が尊重される社会が実現するという前提で進められてきました。しかし、社会情勢や社会構造の大きな変化により、人権問題は一層複雑化・多様化しており、「市民意識調査」の結果からも、新潟市でもさまざまな人権侵害や差別事象が起きていることが分かります。

これからも人権意識の向上に向けた教育・啓発は重要ですが、加えて、個人や集団がその置かれた状況に気づき、問題を自覚し、自らの生活の調整や改善を図る力を培うことが必要です。

また、人権侵害をする人やされる人を生まず、人権侵害が起きた場合でもこれを傍観せず、社会的な問題として地域と行政が一体となって取り組み、人権侵害された人を力づけるまちづくりが重要となります。

これらの趣旨にそって、人権教育・啓発施策については、次の4つを基本的な視点としながら推進します。

《「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ》
《リーガル・リテラシー（※6）（法を理解し使いこなす力）を重視する》
《人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける》
《人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する》

(1)「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ

人権は誰もが生まれながらに持っている固有の権利です。人権は、個人の尊厳を確保し幸福を追求するために必要不可欠な権利として憲法によって保障され、条約、法令、判例などを含む社会の共通ルールである「法」によって具体的に守られています。ですから、人権が侵害されたとき、国・自治体による人権相談・救済や裁判を活用して、人権の実現や失われた人権の回復を主張できるのです。この主張は権利の主体（権利の持ち主）として行う正当なもので、「特異で利己的な自己主張」や「わがまま」ではありません。

これまでの人権教育・啓発では、人権侵害を受けた人々は「助けなければならない、かわいそうな人」であり、こうした人々を生まないため、他者への「思いやり」や「やさしさ」が強調されてきました。この視点はもちろん重要です。そのうえで、今後の人権教育・啓発では、誰もが法制度や規範に基づく権利主体としての人権が保障されることを強調する必要があります。

(2) リーガル・リテラシー（法を理解し使いこなす力）を重視する

権利の主体として人権の法や制度を使いこなすことで私たちの人権は実際に守られ、その積み重ねによって人権の法や制度は実質化します。こうした権利について広く伝え、学ぶ機会を確保し、

(1)「思いやり・やさしさ」から「権利主体性」強調へ

人権は、個人の尊厳に基づき、生存と自由を確保し、幸福を追求するために必要不可欠な権利として憲法によって保障され、条約、法令、判例などを含む社会の共通ルールである「法」によって具体的に守られています。そのため、人権が侵害されたとき、国・自治体による人権相談・救済や裁判を活用して、人権の実現や失われた人権の回復を主張できるのです。この主張は権利の主体（権利の持ち主）として行う正当なもので、「特異で利己的な自己主張」や「わがまま」ではありません。

これまでの人権教育・啓発では、人権侵害を受けた人々は「助けなければならない、かわいそうな人」であり、こうした人々を生まないため、他者への「思いやり」や「やさしさ」が強調されてきました。この視点はもちろん重要です。そのうえで、今後の人権教育・啓発では、誰もが法制度や規範に基づく権利主体としての人権が保障されることを強調する必要があります。

(2) リーガル・リテラシー（法を理解し使いこなす力）を重視する

権利の主体として人権の法や制度を使いこなすことで私たちの人権は実際に守られ、その積み重ねによって人権の法や制度は実質化します。こうした権利について広く伝え、学ぶ機会を確保し、

市民が自分の権利について認識し、めざめ、そして行動していける環境づくりが重要です。

このため、本計画では、一人ひとりの市民が、年齢に関わりなく、リーガル・リテラシー（法を理解し使いこなす力）を向上させるという視点を重視します。自分にどんな権利があるかについて法や制度の存在を知り、その権利を行使するためどのように手続きすればよいか理解し使いこなす能力を身につけることで、はじめて自分の人権を守り、実現できるからです。子ども、高齢者、障がい者、DV被害者など、人権の法や制度に関する情報を入手しにくい人々にとって、リーガル・リテラシーはなくてはならないものといえます。

（３）人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける

多くの人々にとって人権侵害は他人事で、自分には直接関わりないと思われていることが少なくありません。このことは「市民意識調査」からも推測されます。

しかし、人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に、社会の問題でもあります。人権侵害が起きた場合、その対象となった人々を傍観せず、勇気づけ、人権相談の手だてを紹介するなど、人権問題の解決と根絶に向けて共に考え、行動する地域社会をめざします。

市民が自分の権利について認識し、めざめ、そして行動していける環境づくりが重要です。

このため、本計画では、一人ひとりの市民が、年齢に関わりなく、リーガル・リテラシー（法を理解し使いこなす力）を向上させるという視点を重視します。自分にどんな権利があるかについて法や制度の存在を知り、その権利を行使するためどのように手続きすればよいか理解し使いこなす能力を身につけることで、はじめて自分の人権を守り、実現できるからです。子ども、高齢者、障がい者、DV被害者など、人権の法や制度に関する情報を入手しにくい人々にとって、リーガル・リテラシーはなくてはならないものといえます。

（３）人権侵害を傍観せず、人権侵害された人々を力づける

多くの人々にとって人権侵害は他人事で、自分には直接関わりないと思われていることが少なくありません。このことは「市民意識調査」からも推測されます。

しかし、人権侵害はその対象となった人の問題であると同時に、社会の問題でもあります。人権侵害が起きた場合、その対象となった人々を傍観せず、勇気づけ、人権相談の手だてを紹介するなど、人権問題の解決と根絶に向けて共に考え、行動する地域社会を目指します。

(4) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

今まで、人権教育・啓発と人権相談・救済は別個のものに見なされてきました。しかし、権利主体性を重視する人権教育・啓発にあつては、すべての人々のリーガル・リテラシーの向上を重視します。人権が侵害されたとき、どこに行けば人権相談に応じてもらえるか、どのような救済手段が利用可能か、そのための手続きはどうすれば良いのかなどは、人権救済にとってとても重要な情報です。こうした情報を通じて、自分の人権が法や制度によって保障されていることをより深く認識し、人権侵害された場合の対応に備えることができます。

このように、人権教育・啓発と人権相談・救済は本質的に深く関わっているという視点を重視します。

(4) 人権教育・啓発と人権相談・救済との関連を重視する

今まで、人権教育・啓発と人権相談・救済は別個のものに見なされてきました。しかし、権利主体性を重視する人権教育・啓発にあつては、すべての人々のリーガル・リテラシーの向上を重視します。人権が侵害されたとき、どこに行けば人権相談に応じてもらえるか、どのような救済手段が利用可能か、そのための手続きはどうすれば良いのかなどは、人権救済にとってとても重要な情報です。こうした情報を通じて、自分の人権が法や制度によって保障されていることをより深く認識することにより、人権侵害された場合の対応に備えることができます。

このように、人権教育・啓発と人権相談・救済は本質的に深く関わっているという視点を重視します。

第3章 人権を尊重する新潟市に向けて

1 人権教育・啓発の推進

本市は、2007（平成19）年度に制定した「新潟市自治基本条例」において「個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた、市民主体の市政」（第4条）を基本理念に掲げ、「一人ひとりの人権が大切にされる新潟」（前文）を目指しています。この理念は前述の「新総合計画」の中でも触れられています。

人権教育・啓発の中でこのような理念を生かすため、市職員は率先して人権尊重の重要性を学びます。同時に、地域社会全体の取組が必要なことから、国や県、企業、NGO（※7）/NPO（※8）をはじめとした民間団体などと協働しつつ、本市において人権教育・啓発を進めます。

（1）市職員に対する人権教育・研修

すべての市職員は、日本国憲法の基本理念の一つである基本的人権の理念を尊重し、日常の業務において、また施策の企画・立案、実施、評価にいたる全施策過程を通じて業務を遂行することが求められています。このため市は、職員が業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。

本市では、新任者から管理職まで年齢や役職に応じた研修を行っていますが、その中で新任職員、

第4章 人権施策の方向

1 様々な場・機会における人権教育・啓発の推進等

（1）市職員に対する人権教育・研修

すべての市職員は、日本国憲法の基本理念の一つである基本的人権の理念を尊重し、日常の業務において、また施策の企画・立案、実施、評価にいたる全施策過程を通じて業務を遂行することが求められています。このため、職員が業務遂行のあらゆる場面で、人権について自ら考え、行動できるようにするための研修を行うことが必要です。

新潟市では、新任者から管理職まで年齢や役職に応じた研修を行っていますが、その中で人権尊

一般職員、係長、管理職向けの研修において、人権尊重の理念にもとづき、上記の趣旨を踏まえた実践的な人権研修を必須事項として実施しています。そのほか、新潟県人権・同和センターが開催している人権・同和教育講座や各分野の研修会、各種講座に参加しています。

本市は、研修などの機会を十分に活用して、市行政とすべての職員の間「人権文化」が根付くように努力します。また、個人情報 を適正に取り扱うために、研修などを通して、個人情報保護について周知徹底を図ります。そして、その研修内容を具体的に職務遂行の中で十分に活かすことが必要なことから、人権理念だけでなく職務遂行との関連を重視し研修を行います。

職員の業務は、市民の生活・健康・安全・生命・財産を守る職種もあり、より高い人権意識を求められています。人権に関わりの深い教育関係職員や医療・福祉関係職員、消防職員、戸籍・住民基本台帳関係職員等への人権研修を充実するとともに、講演会やセミナーへの積極的な参加などさまざまな機会をとらえて教育・啓発に努めます。

また、「市民を対象とした業務はすべて人権に関わること」や「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながる事」など、人権問題につながる情報を日頃から職員向け電子掲示板に載せるなど職員啓発を行います。「市役所の業務はすべて人権に結びつく」ことを常に認識して各種行政業務を遂行するとともに、日常の業務を人権尊重の視

重の理念にもとづき、上記の趣旨を踏まえた実践的な人権研修を必須事項として実施しています。そのほか、新潟県人権・同和センターが開催している人権・同和教育啓発推進講座や各分野の研修会、各種講座に参加しています。

新潟市は、研修などの機会を十分に活用して、市行政とすべての職員の間「人権文化」が根付くように努力します。また、個人情報 を適正に取り扱うために、研修などを通して、個人情報保護について周知徹底を図ります。そして、その研修内容を具体的に職務遂行の中で十分に活かすことが必要なことから、人権理念だけでなく職務遂行との関連を重視して研修を行います。

職員の業務は、市民の生活・健康・安全・生命・財産を守る職種があり、より高い人権意識が求められています。人権に関わりの深い教育関係職員や医療・福祉関係職員、消防職員、戸籍・住民基本台帳関係職員等への人権研修を充実するとともに、講演会やセミナーへの積極的な参加などさまざまな機会をとらえて教育・啓発に努めます。

また、人権問題につながる情報を日頃から職員向け電子掲示板に載せるなど職員啓発を行います。

「市役所の業務はすべて人権に結びつくこと」、「市の保有する個人情報の漏洩は人権侵害につながる事」などを常に認識して各種行政業務を遂

点でとらえなおして工夫や改善に努めます。

(2) 地域社会における人権教育・啓発の推進

新潟市に住む人々の日常生活の中に「人権文化」を根付かせ、人間の尊厳が尊重される地域社会を実現するため、子どもから高齢者まであらゆる市民が暮らしの中にある身近な人権問題を理解して、家庭や学校、職場、地域において人権尊重の意識を育み、人権意識に根ざした日常行動が自然にできるような人権教育・啓発を進めていく必要があります。

このため、人権に関するイベントの市報やホームページへの掲載、啓発ポスターの掲示や啓発冊子の配布、人権講演会の開催などの啓発機会をいっそう充実させ、女性や子ども、高齢者など個別分野における人権問題はもとより、インターネットによる人権侵害など新しい人権問題も広く広報し、市民の間に「人権文化」を育み、定着させるよう努めます。

(3) 学校における人権教育の推進

学校教育では、確かな学力と豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力など「生きる力」を備えた子どもの育成が求められています。

そのため、一人ひとりの子どもが、自他の生命を尊重する心、立場や文化の違う人たちとも協調し他を思いやる心、美しいものや自然に感動する

行するとともに、日常の業務を人権尊重の視点でとらえなおして工夫や改善に努めます。

(2) 地域社会における人権教育・啓発の推進

新潟市に住む人々の日常生活の中に「人権文化」を根付かせ、人間の尊厳が尊重される地域社会を実現するため、あらゆる市民が暮らしの中にある身近な人権問題を理解して、家庭や学校、職場、地域において人権尊重の意識を育み、人権意識に根ざした日常行動が自然にできるような人権教育・啓発を進めていく必要があります。

このため、人権に関するイベントの市報やホームページへの掲載、啓発ポスターの掲示や啓発冊子の配布、人権講演会の開催などの啓発機会をいっそう充実させ、女性や子ども、高齢者など個別分野における人権問題はもとより、インターネットによる人権侵害など新しい人権問題も広く広報し、市民の間に「人権文化」を育み、定着させるよう努めます。

(3) 学校における人権教育の推進

学校教育では、確かな学力と豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力など「生きる力」を備えた子どもの育成が求められています。

そのため、一人ひとりの子どもが、自他の生命を尊重する心、立場や文化の違う人たちとも協調し他を思いやる心、美しいものや自然に感動する

心など豊かな心の育成を図るため副読本「生きる」シリーズ、「子どもの権利条約」パンフレット、「男女平等教育」パンフレット等を活用した教育を進めています。

しかし、学校における多様ないじめ問題、家庭内の児童虐待、社会における差別などのさまざまな人権問題が発生していることから、学校教育において、さらなる人権教育が必要となっています。

今後も一層、これまでの取組の充実と推進を図るとともに、副読本やパンフレットなどの活用により小学生、中学生、高校生の各学年に応じた指導内容や指導方法の充実、指導の系統化を図るための校種間の連携に努めていきます。また、さまざまな問題に悩んでいる児童生徒に寄り添い、教師が深く関わりながら解決に向けた取組を推進します。

学校における人権教育では、子どもが自分の意見を発表し、他の子どもとともに、自分の考えで行動できる主体となるという側面を重視します。

さらに、学校において児童生徒、教職員の間「人権文化」を育み、定着させるため、①一人ひとりが人権を持っていて、社会のルールである法で守られていることを児童生徒に伝え、②児童生徒間にいじめや差別などの人権侵害が生じた場合に、これを傍観せず、皆の問題としてとらえるように指導し、③児童生徒や保護者に学校外の人権相談窓口も知らせる取組を実施します。

また、児童生徒は日々、家庭・学校・地域で過ご

心など豊かな心の育成を図るため、副読本「生きる」シリーズ、「子どもの権利条約」パンフレット、「男女平等教育」パンフレット等を活用した教育を進めています。

しかし、学校における多様ないじめ問題、家庭内の児童虐待、社会における差別などのさまざまな人権問題が発生していることから、学校教育において、さらなる人権教育が必要となっています。

今後も一層、これまでの取り組みの充実と推進を図るとともに、副読本やパンフレットなどの活用により小学生、中学生、高校生の各学年に応じた指導内容や指導方法の充実、指導の系統化を図るための校種間の連携に努めていきます。また、さまざまな問題に悩んでいる児童生徒に寄り添い、教師が深く関わりながら解決に向けた取り組みを推進します。

学校における人権教育では、子どもが自分の意見を発表し、他の子どもとともに、自分の考えで行動できる主体となるという側面を重視します。

さらに、学校において児童生徒、教職員の間「人権文化」を育み、定着させるため、一人ひとりが人権を持っていて、社会のルールである法で守られていることを児童生徒に伝え、児童生徒間にいじめや差別などの人権侵害が生じた場合に、これを傍観せず、皆の問題としてとらえるように指導し、児童生徒や保護者に学校外の人権相談窓口も知らせる取り組みを実施します。

また、児童生徒は日々、家庭・学校・地域で過ご

しており、学校だけでは解決できない問題も多く、人権教育は学校と家庭、地域とともに進めることが必要なことから、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。

就学前の乳幼児期は人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、そして人権尊重の精神を育むことにとって欠かすことができない重要な時期でもあることから、保護者をはじめ幼稚園・保育園等の関係職員への人権意識の高揚を図ることが大切です。

学校関係職員の研修では、学校長・園長等の研修会を開催することにより人権感覚を磨き、学校における望ましい人権教育、同和教育のあり方を考える機会とするとともに、外部の専門家や講師を招いた校内研修会などを開催し、教職員の人権意識を高めるとともに指導力の向上を図ります。

（４）生涯学習における人権教育・啓発の支援

本市では、これまで公民館による女性、高齢者、子ども等の人権に係る各種講座の開講や人権講演会を実施するなど、市民の人権に関する意識の高揚に努めてきました。

しかし、未ださまざまな人権問題が市内で発生しており、今回調査も前回調査と同様に、「まったく関心がない」、「あまり関心がない」、「どちらともいえない」の合計が約３割という結果が示されています。市民の間に「人権文化」を育み、定着させるためにも、市民が自ら人権について学ぶ機

しており、学校だけでは解決できない問題も多く、人権教育は学校と家庭、地域とともに進めることが必要なことから、家庭や地域社会と連携した取組を進めていきます。

就学前の乳幼児期は人格形成の基礎が培われる極めて重要な時期であり、そして人権尊重の精神を育むことにとって欠かすことができない重要な時期でもあることから、保護者をはじめ幼稚園・保育園等の関係職員への人権意識の高揚を図ることが大切です。

学校関係職員の研修では、学校長・園長等の研修会を開催することにより人権感覚を磨き、学校における望ましい人権教育、同和教育のあり方を考える機会とするとともに、外部の専門家や講師を招いた校内研修会などを開催し、教職員の人権意識を高めるとともに指導力の向上を図ります。

（４）生涯学習における人権教育・啓発の支援

新潟市では、これまで公民館による人権について考える講座や講演会を開催するなど、市民の人権意識の啓発に努めてきました。

平成30年調査では、人権に対し「少し関心がある」、「かなり関心がある」の合計が6割を超えているという結果が示され、市民の間に人権意識が浸透しつつあります。日常生活の中で市民一人ひとりの人権が尊重され、偏見や差別を生み出さない社会を実現するために、今後も市民が自ら人

<p>会を支援することが重要となります。</p> <p>そのため、人権にかかる各種講座の開設や講演会、啓発ビデオ貸出しの紹介、人権学習のための場の提供、学習教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、引き続き地域に密着した人権教育・啓発活動に努めます。</p> <p>(5) 民間団体における人権教育・啓発の支援</p> <p>市内には趣味のサークルや町内会、非営利団体等、特定の共同目的を達成するための民間団体が多く活動していますが、このなかには福祉関係をはじめとする人権に関するNGO/NPOの活動もあります。</p> <p>これらの民間団体の目的はそれぞれ異なりますが、各団体は独自の活動のなかで人権問題解決に向けて自主的な取組をするなど、市民主体の人権活動として重要な役割を担っています。</p> <p>今後は、このような民間団体の自主的な人権尊重への活動が、さらに充実されるよう情報の提供や情報交換の場の設定、教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、一人ひとりの人権が尊重され、「人権文化」を育み、定着される地域社会に向けて、市民と行政との協働による人権尊重のまちづくりに努めます。</p> <p>(6) 企業における人権教育・啓発の支援</p> <p>企業は、公正採用の実施、適正な雇用管理、安</p>	<p>権について学ぶ機会の提供や支援をすることが重要となります。</p> <p>そのため、人権にかかる講座や講演会の開催、啓発ビデオ貸出しの紹介、人権学習のための場の提供、学習教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、引き続き地域に密着した人権教育・啓発活動を進めます。</p> <p>(5) 民間団体における人権教育・啓発の支援</p> <p>市内には趣味のサークルや町内会、非営利団体等、特定の共同目的を達成するための民間団体が多く活動していますが、このなかには福祉関係をはじめとする人権に関するNGO/NPOの活動もあります。</p> <p>これらの民間団体の目的はそれぞれ異なりますが、各団体は独自の活動のなかで人権問題解決に向けて自主的な取り組みをするなど、市民主体の人権活動として重要な役割を担っています。</p> <p>今後は、このような民間団体の自主的な人権尊重への活動が、さらに充実されるよう情報の提供や情報交換の場の設定、教材の提供、講師の紹介や派遣などを行い、一人ひとりの人権が尊重され、「人権文化」を育み、定着される地域社会に向けて、市民と行政との協働による人権尊重のまちづくりに努めます。</p> <p>(6) 企業における人権教育・啓発の支援</p> <p>企業は、公正採用の実施、適正な雇用管理、安</p>	
---	---	--

全で働きやすい環境の確保をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子高齢化社会への対応、環境への配慮などさまざまな社会的役割を担っており、社会を構成する「企業市民」としての社会的責任を果たしていくことが求められています。

わが国では、憲法においてすべての国民に職業選択の自由が基本的人権の一つとして保障され、就職の機会均等が保障されています。就職の機会均等とは、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選択することができるということです。そのためには雇用する側において公正な採用選考が実施され、採用後においても適切な人事管理が行われなければなりません。企業には、採用方針や採用基準、採否の決定など採用の自由が認められていますが、多くの人に働く場を提供する雇用主として、また、機会均等の確保を図る当事者として、女性、高齢者、障がい者、外国籍市民などの立場を十分に理解し、基本的人権を尊重した対応が求められます。

本市では、市民意識調査結果なども踏まえ、企業において応募者の適性・能力のみを基準として行う公正採用の実施、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備などが図られるよう、国・県等の行政機関と連携して法制度の周知や人権尊重の啓発を推進しつつ、企業の主体的な取組を支援していきます。

全で働きやすい環境の確保をはじめ、男女共同参画社会の実現、少子高齢化社会への対応、環境への配慮などさまざまな社会的役割を担っており、社会を構成する「企業市民」としての社会的責任を果たしていくことが求められています。

我が国では、憲法においてすべての国民に職業選択の自由が基本的人権の一つとして保障され、就職の機会均等が保障されています。就職の機会均等とは、誰でも自由に自分の適性や能力に応じて職業を選択することができるということです。そのためには雇用する側において公正な採用選考が実施され、採用後においても適切な人事管理が行われなければなりません。企業には、採用方針や採用基準、採否の決定など採用の自由が認められていますが、多くの人に働く場を提供する雇用主として、また、機会均等の確保を図る当事者として、女性、高齢者、障がい者、外国籍市民などの立場を十分に理解し、基本的人権を尊重した対応が求められます。

新潟市では、市民意識調査結果なども踏まえ、企業において応募者の適性・能力のみを基準として行う公正採用の実施、適切な雇用管理、働きやすい職場環境の整備などが図られるよう、国・県等の行政機関と連携して法制度の周知や人権尊重の啓発を推進しつつ、企業の主体的な取組を支援していきます。

2 相談制度の充実

「個人の尊厳と自由が尊重され、公正で開かれた市民主体のまち・新潟」をめざすには、だれもが人間として尊重され、だれもが相手の立場に立って異なる価値観の違いを認め合う、人権尊重の地域社会づくりが重要です。

しかし、現実には依然として多様な人権問題が起きていることから、人権尊重の理念を普及高揚し人権侵害の発生を未然に防ぐための人権教育・啓発とともに、個別の人権侵害の被害者への相談制度の充実が求められています。

本市では、人権問題をはじめとする総合的相談窓口として1959（昭和34）年から心配ごと相談、1970（昭和45）年からは弁護士による無料法律相談、2009（平成21）年からは人権擁護委員による市役所を会場にした特設人権相談を開設してきました。

一方で、相談内容が社会構造の変化などにより、いじめやDVなど人権問題を含み複合化、複雑化していることから、相談対応の専門化を図っています。

2 人権救済のための相談制度の充実等

社会情勢や社会構造の変化により、人権問題は複雑化・多様化していることを受け、市民意識調査の結果から、高齢者や障がいのある人、子どもなど、弱い立場にある人への人権侵害や女性に対するDV、ハラスメントなど、深刻な人権問題が日常的に起こっていることが分かります。

そのため、人権教育・啓発とともに、個別の人権侵害の被害者への相談制度の充実が求められています。

新潟市では、人権問題をはじめとする総合的相談窓口として1959（昭和34）年から心配ごと相談、1970（昭和45）年からは弁護士による無料法律相談、2009（平成21）年からは人権擁護委員による市役所等市の施設を会場にした特設人権相談などを開設してきました。

一方で、相談内容がいじめやDVなど人権問題を含み複合化、複雑化していることから、次の観点で引き続き、相談制度の充実を図っていきます。

●主な相談機関

(相談機関の名称，開設年等，主な相談内容の表は全部削除)

これらの相談は，適切な助言を通じて人権侵害の発生や拡大を防止し，人権に関わる問題の解決に導くなど，その業務が有効な救済の一手法ともいえることから，今後も，これらの相談業務を人権に関わる施策としても明確に位置づけ，取り組んでいきます。

今回調査も前回調査と変わらず，人権侵害を受けた場合は「身近な人に相談する」と回答した人が1位（51.3%）と最も多く，どこに相談をしたらよいのか広く周知する必要があります。また，本市だけで人権問題の解決を図ることはできないことから，関係機関との連携が大切です。

そのため，市と関係機関が人権尊重の視点を共通認識として，以下のように相談体制の充実を図っていきます。

(全部削除)

（１）相談担当者のスキルアップと相談窓口の周知

社会の変化により人権問題も変わってくることから、変化する人権問題や新しい人権問題にも対応できるよう、日頃から相談担当者のスキルアップに努めます。

また、市民が抱えている人権問題を、市民がどこで相談すればよいのか相談窓口へ迅速・的確に導くことができるよう、身近な相談窓口や各分野の専門相談窓口、法務局や警察等関係機関、弁護士会や支援団体等の相談窓口について、一層の周知を進めます。

（２）関係機関などとのネットワーク化

人権課題への対応については、自治体だけでは解決できない課題が多いことや、相談窓口を広く周知する必要があることから、関係機関、NGO/NPOや関係団体などとの連携が大切です。

悩みを抱えている人の人権問題は、複合化、複雑化していることから、自殺防止対策の取組として、市と関係機関が連携し、2013（平成25）

（１）相談窓口の周知

市民が人権問題について悩みを抱えた場合、どこに相談すればよいかという問題に直面します。その場合に適切な相談ができるよう、相談窓口の周知を図ります。

（２）各種相談に対応できる相談体制の充実

市民からの人権相談は、複雑化・多様化しているため、様々な分野の相談に対応できる相談体制の充実を図ります。

市民からの相談に対しては、庁内相談窓口の情報共有・連携により適切に対応できるよう、また、必要に応じて、各分野の専門相談窓口、法務局や弁護士会、警察等関係機関の相談窓口へ導くことができるよう、相談担当者の資質向上に努めます。

（３）関係機関等との連携

人権課題への対応については、自治体だけでは解決できない課題が多いことや、相談窓口を広く周知する必要があることから、関係機関、NGO/NPOや関係団体などとの連携に努めます。

年から弁護士会を中心に、多くの専門職が連携してワンストップで相談を受ける「くらしとこころの総合相談会」を実施してきました。さらに、2014（平成26）年からは、市が本事業を引き継ぎ、定期的を開催しています。今後もこの取組を継続しながら、ネットワークの構築も含め効果的かつ効率的な体制の構築を進めます。

（３）救済制度の検討

人権侵害に関わる被害者の法的救済については、国の法整備の状況を検証しながら、市民の人権侵害に対しての相談や救済の申立てを受けて調査や相談、支援、市への是正勧告などを行う人権オンブズパーソン（※9）制度など救済につながる仕組みについても検討します。

（４）救済制度の検討

人権侵害に関わる被害者の法的救済については、国の法整備の状況を検証しながら、市民の人権侵害に対しての相談や救済の申立てを受けて調査や相談、支援、市への是正勧告などを行う人権オンブズパーソン（※9）制度など救済につながる仕組みについても検討します。